

～ 口座開設等を行う法人の方へ ～

金融機関等で法人の方が口座開設等をする際は、
「特定法人」に該当するかどうかの確認が必要です！

平成27年度税制改正（平成29年1月1日施行）により、平成29年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関等（銀行、証券会社、保険会社、組合、信託等）で口座開設等を行う方（自然人、法人、組合等）は、金融機関等へその方の居住地国等を記載した届出書の提出が必要となります（※1）。

※1 届出書には、氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号などを記載する必要があります。詳しくは、リーフレット「～口座開設等を行う方へ～ 金融機関等で口座開設等をする際は、居住地国等を記載した届出書の提出が必要です！」をご覧ください。

さらに、口座開設等を行う方が法人である場合、「特定法人」に該当するかどうかを確認していただき、「特定法人」に該当するときには、その法人の「実質的支配者」に係る居住地国等についても届出書に記載する必要があります。

【特定法人とは？】

次のいずれかの法人に該当しない場合、その法人は、「特定法人」となります（※2）。

- (1) その発行する株式が外国金融商品取引所又は金融商品取引所において上場されている法人（上場法人）
- (2) 上場法人と他の法人との間に次の関係がある場合における当該他の法人
 - イ いずれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係（子会社・孫会社・曾孫会社）
 - ロ 同一の者が当該上場法人及び当該他の法人を直接又は間接に支配する関係（兄弟会社）
- (3) 国、地方公共団体若しくは日本銀行又は外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは日本が加盟している国際機関
- (4) (3)の法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人
- (5) 収益事業を行っていない公共法人及び公益法人等
- (6) 日本の報告金融機関等
- (7) 外国の報告金融機関等など（外国の法令に準拠して設立された一定の者に類する法人を除きます。）
- (8) 持株会社（法令又は定款の規定により子会社（報告金融機関等を除きます。）の経営管理等以外の業務を行うことができないことが定められているもの）
- (9) 主として(2)イ又はロの関係にある法人（報告金融機関等を除きます。）に対する出資、融資その他これらに準ずる取引を行うことを業務とする法人
- (10) 法人の直前の事業年度（以下「直前事業年度」といいます。）が次の要件の全てに該当する場合におけるその法人
 - イ 直前事業年度の総収入金額のうちにその直前事業年度の投資関連所得（利子所得、配当所得等のことをいいます。）に係る収入金額の占める割合が50%に満たないこと。
 - ロ 直前事業年度終了の時の総資産の額のうちにその直前事業年度の投資関連所得の基因となるその直前事業年度終了の時の資産の額の合計額の占める割合が50%に満たないこと。
- (11) その設立の日以後2年を経過していない法人であって、その事業を開始していないもの（外国の法令に準拠して設立された一定の者に類する法人を除きます。）

※2 人格なき社团や特定組合員等である個人は、法人に該当しないため、特定法人に含まれません。

【実質的支配者とは？】

法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。どのような者が「実質的支配者」に該当するかについては、犯罪による収益の移転防止に関する法令の規定により、法人の性質に従い決定されます。例えば、株式会社、投資法人、特定目的会社等の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等が「実質的支配者」に該当します。



【特定法人の判定（フローチャート）令和4年1月1日以降用】

【スタートアップ法人該当性（表面の(11)）】

法人設立の日以後2年を経過していない法人であって、その事業を開始していないもの（外国の法令に準拠して設立された一定の者に類する法人を除きます。）に該当しますか？

いいえ

はい

【口座開設時の直前事業年度の有無（表面の(10)）】

法人設立後、最初の決算期を迎えていますか？

はい

【直前事業年度の投資関連所得に関する割合（表面の(10)）】

直前事業年度の次の割合はどのくらいですか？

イ：総収入金額のうち「投資関連所得（※）」に係る収入金額の占める割合

ロ：総資産額のうち「投資関連所得の基となる資産額の割合」

※ 投資関連所得・・・利子・配当・不動産の貸付による所得等

イ、ロともに
50%未満

イ、ロのいずれか若しくは
両方とも 50%以上

いいえ

【法人の種別・形態】

表面の(1)から(9)のいずれかに該当しますか？

- (1) 上場法人
- (2) 上場法人の関係法人（子会社・孫会社・曾孫会社・兄弟会社）
- (3) 国・地方公共団体・日本銀行・国際機関等
- (4) (3)の法人が全額出資している法人
- (5) 収益事業を行っていない公共法人及び公益法人等
- (6) 日本の報告金融機関等
- (7) 外国の報告金融機関等（外国の法令に準拠して設立された一定の者に類するものを除きます。）
- (8) 持株会社（子会社の経営管理のみを行うものに限ります。）
- (9) グループ内金融会社（主として(2)の上場法人の関係法人に該当する法人に対する出資、融資等を行うことを業務とする法人のことをいいます。）

はい

いいえ

特定法人に該当します。

特定法人に該当しません。